# 2027船橋駅伝フェスティバル




開催日　令和9年1月30日（土）

会　場　船橋市運動公園陸上競技場

# ２０２７船橋駅伝フェスティバル　開催要項

**１　趣　　旨**　広く市民に駅伝競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図る。

**２　主　　催**　船橋市マラソン・駅伝実行委員会

**３　共　　催**　船橋市教育委員会　船橋市スポーツ協会　船橋中央ライオンズクラブ

**４　主　　管**　船橋市陸上競技協会

**５　後　　援**　産經新聞社千葉総局、読売新聞社千葉支局

**６　協　　賛**　千葉県ヤクルト販売株式会社

**７　協　　力**　船橋市消防局　船橋市スポーツ推進委員協議会　船橋市スポーツと健康を推進する会
NPO 法人千葉県 ACLS 協会

**８　日　　時**　令和９年１月３０日（土）　受付開始（午前の開催部門）　８：００～　（予定）
（午後の開催部門）１１：００～　（予定）

○受付・開会式の詳細につきましては、参加者に後日連絡します。

※雨天決行。なお、荒天等により、主催者の判断で中止になる場合があります。

**９　会　　場**　船橋市運動公園陸上競技場

**１０　参加部門、招集完了・スタート時刻、区間（距離　㎞）**

**（午前）**

| 部　門 | 招集完了 | スタート | １区<br>女子 | ２区<br>男子 | ３区<br>女子 | ４区<br>男子 | ５区<br>女子 | ６区<br>男子 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学生<br>男女 | 8：55 | 9：15 | 1.79 | 1.43 | 1.43 | 1.43 | 1.43 | 1.43 | 8.94 |

小学生男女の部は、男女混合のみとなります。

| 部　門 | 招集完了 | スタート | １区 | ２区 | ３区 | ４区 | ５区 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中学生女子 | 11：10 | 11：30 | 2.57 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 11.45 |
| 高校生女子 | 11：10 | 11：30 | 2.57 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 11.45 |
| 一般男女Ｂ | 11：10 | 11：30 | 2.57 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 11.45 |

**（午後）**

| 部　門 | 招集完了 | スタート | １区 | ２区 | ３区 | ４区 | ５区 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 中学生男子 | 12：25 | 12：45 | 3.48 | 3.13 | 3.13 | 3.13 | 3.13 | 16.00 |
| 高校生男子 | 13：40 | 14：00 | 5.07 | 4.72 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 16.45 |
| 一般男女Ａ | 13：40 | 14：00 | 5.07 | 4.72 | 2.22 | 2.22 | 2.22 | 16.45 |

**１１　表　　彰**　各部１位～３位チームに賞品・賞状、４位～８位チームに賞状を授与する。
また、各部門・各区間において区間賞を授与します。

**１２　参加資格**　⑴小学生男女の部・中学生女子の部・中学生男子の部

○市内在学の小学生･中学生

○本年度の定期健康診断において異常なしと診断され､学校長が参加を認めた児童･生徒。

⑵高校生女子の部・高校生男子の部

○本年度の定期健康診断において異常なしと診断され、学校長が参加を認めた生徒。

○他のチームとの混成、県内近隣市の参加も認められます。

⑶一般男女Ａの部・一般男女Ｂの部

○男女混合・男子のみ・女子のみでも可。

○健康診断を受けて異常のなかった健康な方。

○一般男女Ａの部は、制限時間：１時間５分以内に完走できるチーム。

○一般男女Ａの部・一般男女Ｂの部は、高校生以下は出場できません。

**１３　出場制限**　(1)小学生男女の部・中学生女子の部・中学生男子の部は、各校１チームとなります。
(2)高校生女子の部・高校生男子の部・一般男女Ａの部・一般男女Ｂの部は、チーム数の制限はありません。
(3)他の部門と重複しての申込みはできません。１人１部門の参加とします。
(4)別紙「大会参加当日のセルフチェック 10 ポイント」を参考に、レース当日の体調をセルフチェックしてください。なお、当日に体調が悪い場合には、参加できません。

**１４　申込期間　令和８年１１月１日（日）から令和８年１１月３０日（月）**

**１５　申込方法**　①申込期間中に、下記 URL、二次元コード又はスポーツエントリーホームページから大会名を検索し、大会専用ページから申し込みを行ってください（選手氏名及び走順の登録は必要ありません）。なお、申し込み後のチーム名、監督の変更はできません。
②参加チームへは、申し込み後の確認メールにて、選手氏名、走順等必要事項の入力フォームの URL を送信します。**「entry@sportsentry.ne.jp」からのメールを受信できるよう、迷惑メール設定からの解除もしくは受信設定をしてください。**
入力フォーム URL が記載されたメールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
**受信後は、令和９年１月２３日（土）までに**必ず入力フォームから出場選手等の必要事項を登録してください。チーム名は申し込み時に登録したものと必ず一致させてください。

**【スポーツエントリーホームページ】**
https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/107555

**【スポーツエントリーに関する問い合わせ先】**
https://www.sportsentry.ne.jp/inquiry

**１６　参 加 料（保険料を含む）**
１チームにつき

| 部　門 | 参加料（保険料を含む） |
|---|---|
| 小学生男女 | ２，０００円 |
| 中学生女子、中学生男子 | ２，５００円 |
| 高校生女子、高校生男子 | ３，５００円 |
| 一般男女Ａ、一般男女Ｂ | |

**支払期限　令和８年１１月３０日（月）**
**支払方法　スポーツエントリーでの申し込み時に支払いを行ってください。**
＊期限内に参加料の支払いがない場合、自動的にキャンセル扱いとなります。
コンビニ払いを選択された場合は特にご注意ください。
＊参加者は行事傷害保険に加入します。手続きは主催者で行います。
＊参加料の返金対応は一切いたしません。

**１７　監督会議　集合形式での会議は実施しません。**
参加チームには、令和９年１月１２日（火）をめどに、申込時に登録したメールアドレス宛に伝達事項その他関係資料を送付します。内容を確認いただいたら、同時に送付する様式にて確認書を提出していただきます。また、伝達事項等に対する質問がある場合は、質問書を提出してください。提出期限等の詳細は、伝達事項と併せて連絡します。
**期限までに確認書の提出が確認できないチームは出場できませんのでご注意ください。**

**１８　競技規定**　(1)ルールは２０２６年度日本陸上競技連盟駅伝競走規準を準用する。

(2)チーム編成は以下のとおりとする。

| 部　門 | 区間 | 登録選手 |
|---|---|---|
| 小学生男女 | ６ | 男女各６人まで（計１２人） |
| 中学生女子、中学生男子 | ５ | ８人まで |
| 高校生女子、高校生男子 | | |
| 一般男女Ａ、一般男女Ｂ | | |

(3) **登録期限（令和９年１月２３日（土））後の登録選手の変更は認めません。**
ただし、当日の急な体調不良等やむを得ない理由が生じた場合、オーダー変更届（伝達事項等と併せて後日送付)に必要事項を記入の上､大会当日の受付に提出してください。
なお、当日、人数が足りない場合は、走れる区間までのオープン参加となります。

(4) レース中に走者が不慮の事故のため競技を中止した場合は、次の走区から次走者を出発させることができます。この場合の出発時刻は、最終走者と同時とし、オープン参加として取り扱います(総合記録は認定しないが、事故による区間以外の区間記録は認める)。

(5) 原則、伴走は認めません。やむを得ない事由がある場合は事前に申し出を行い、実行委員会が認めた場合は可とします。

(6) 引き継ぎはタスキを用い、タスキは必ず肩から斜め脇下にかけて走ってください。
また、タスキの引き継ぎは必ず手渡しで行い、投げ渡しや前走者が落としたタスキを次走者が拾った場合は失格とします。

(7) タスキ（繰り上げ用含む）及びアスリートビブスは主催者で用意したものを使用します(当日配付)。

(8) 高校生男子の部・一般男女Ａの部については、４区終了時点でスタートから１時間を超える場合は、５区の繰り上げスタートを行います。

**１９　そ の 他**　(1) **各手続きの締切日及び参加料の支払期限を必ず守ってください。**
期限を過ぎたものは受付いたしません。

(2) 大会当日、運動公園駐車場は満車が予想されます。幹線道路の交通渋滞や近隣民間店舗への違法駐車等による迷惑防止のため、**公共の交通機関を利用してください。**

(3) 別紙「大会参加当日のセルフチェック 10 ポイント」を参考に、レース当日の体調をセルフチェックしてください。なお、当日に体調が悪い場合には、参加できません。

**２０　個人情報の取扱いについて**

個人情報の保護に関する法令等を遵守し、取得した個人情報は大会の資格審査、プログラム編成及び作成、ホームページ掲載及び冊子による記録発表、その他競技運営及び駅伝に必要な連絡等に利用します。

**２１　問合せ先**　船橋市マラソン・駅伝実行委員会事務局（船橋市教育委員会　生涯スポーツ課内）

メールアドレス：supotsu@city.funabashi.lg.jp

TEL：０４７-４３６-２９１２　FAX：０４７-４３６-２９０８

**※問い合わせは原則メールで行ってください。**

## ○コース説明図【Ａコース（競技場外コース)】

### ●小学生男女の部

＜全区間　Ａコース１周＞

１区…スタート→トラック１周→競技場外コース１周→競技場→中継点

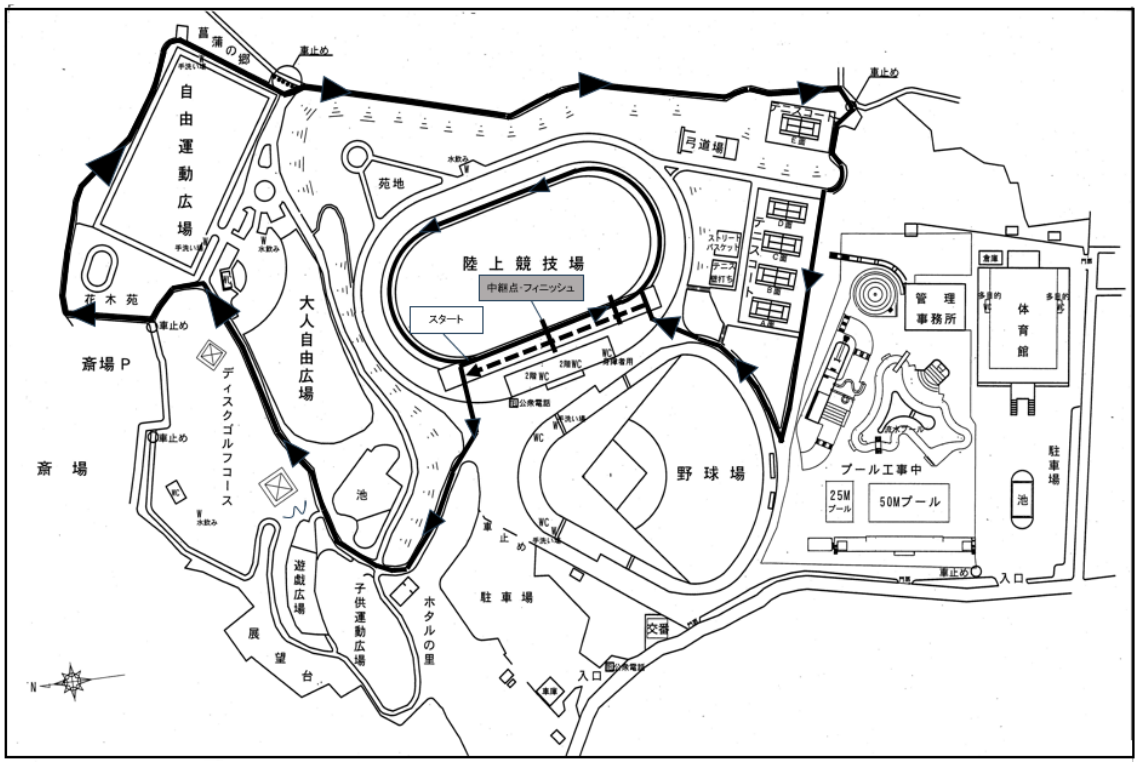
２～６区…中継点→競技場外コース１周→競技場→中継点（６区はフィニッシュ）

### ●中学生男子の部

＜全区間　Ａコース２周＞

１区…スタート→トラック１周→競技場外コース１周→競技場→トラック３/４周→
競技場外コース１周→競技場→中継点

２～５区…中継点→競技場外コース１周→競技場→トラック３/４周→
競技場外コース１周→競技場→中継点（５区はフィニッシュ）



## ○コース説明図【Ｂコース（競技場外コース）】

**●中学生女子の部・高校生女子の部・一般男女Ｂの部**

＜全区間　Ｂコース１周＞

１区…スタート→トラック１周→競技場外コース１周→競技場→中継点

２～５区…中継点→競技場外コース１周→競技場→中継点（５区はフィニッシュ）

**●高校生男子の部・一般男女Ａの部**

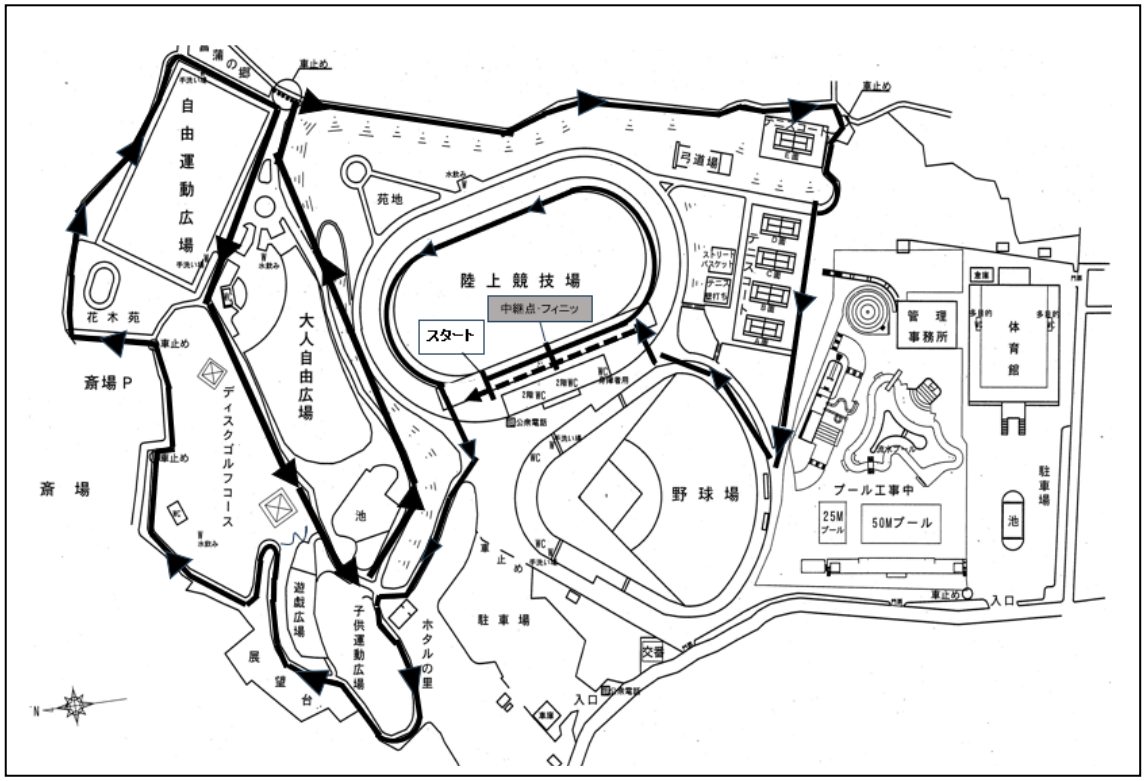
＜１，２区　Ｂコース２周＞

１区…スタート→トラック１周→競技場外コース１周→競技場→トラック３/４→
競技場外コース１周→競技場→中継点

２区…中継点→競技場外コース１周→競技場→トラック３/４周→
競技場外コース１周→競技場→中継点

＜３～５区　Ｂコース１周）＞

３～５区…中継点→競技場外コース１周→競技場→中継点（５区はフィニッシュ）



# 令和８年度第４回船橋市社会教育委員会議

# 資料　別冊③（生涯スポーツ課）

令和８年１０月２７日（火）

午後３時００分　開会

| 施策 | 取り組み |
|---|---|
| 基本施策３　人・組織づくり<br>１．スポーツを支える人材、地域のスポーツ団体の育成・支援 | １．総合型地域スポーツクラブの育成・支援 |
| | ２．スポーツ関係団体との連携 |
| | ３．スポーツボランティアの確保と活用 |
| | ４．指導者の育成と資質向上 |
| 重<br>２．地域住民の連携によるスポーツの推進 | １．家庭・地域におけるスポーツ活動の促進 |
| | ２．地域住民が主体となって行うスポーツイベントへの連携・協働 |
| ４．船橋市特有のスポーツ文化の醸成 | １．大規模大会の開催支援・協力 |
| | ２．トップアスリートの育成とアスリートとの好循環に向けた取り組み |
| | ３．スポーツによる国際交流 |
| | ４．スポーツによる地域社会の活性化 |

## 毎年測定指標

計画全体の進捗状況を毎年確認することを目的として、基本施策１～３のそれぞれに毎年測定可能な指標とその方向性を設定し、確認します。

- 基本施策１　市主催・共催事業の参加者数：方向性↗
- 基本施策２　市スポーツ施設の利用者数：方向性↗
- 基本施策３　スポーツ関係団体の団体数・会員数：方向性↗
- 基本施策３　地域住民との連携・協働により行った事業の実施回数：方向性↗

計画を知りたい　スポーツができる場所を知りたい　イベントに参加したい　人材や組織を知りたい





# 第三次船橋市生涯スポーツ推進計画【概要版】

R8.10.21時点 暫定版

汗一平　風さやか



スポーツ健康都市宣言シンボルキャラクター

**計画の趣旨**

船橋市では、「人もまちも健康でありたい」との願いから、「スポーツ健康都市宣言」を行い、市民一人一人がスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組んできました。

本計画はスポーツ基本法に基づき本市における市民のスポーツ活動に関する施策の計画的な推進を図るために策定したものとなります。

**位置付け**

本計画はスポーツ基本法第１０条に規定される「地方スポーツ推進計画」であり、国のスポーツ基本計画、千葉県のスポーツ推進計画を参酌し、また、市の他計画との連携・整合を図りながら、市の状況を踏まえ、市民のスポーツ活動を推進するための計画として位置づけます。

また、第三次船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画において、本計画は、生涯スポーツ分野に関する事業の推進を担うこととされています。

**期間**

令和９年（２０２７年）度から令和１３年（２０３１年）度までの５年間

## スポーツとは

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といろいろな形で誰もが気軽に楽しめるものです。また、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使ってのウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど気軽に楽しめるものです。

### スポーツを「する」

- 市民大会に参加する
- 仲間とウォーキングを楽しむ
- スポーツクラブに通う
- 一人でジョギングする
- 子供とキャッチボールをする

### スポーツを「みる」

- 子供の試合を応援する
- テレビで相撲をみる
- プロチームを応援する
- オリンピック・パラリンピックを観戦する
- 草野球を観戦する



### スポーツを「ささえる」

- 地域のスポーツイベントのスタッフになる
- 子供の試合の送迎をする
- 市民大会で審判をする
- 地域のスポーツクラブで指導する
- スポーツ関係団体の事務局に入る



### スポーツに期待される役割

**「集う」・「つながる」ことで社会課題の解決に期待！！**

スポーツは「する」「みる」「ささえる」といった多様な参画形態を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすだけでなく、スポーツを通じて人々が「集まり」「つながる」ことで、社会課題の解決に寄与することが期待されています。

社会課題の例：健康寿命　共生社会　地域振興　経済活性化

## めざすべき姿

**～ウェルビーイングの向上とスポーツによる地域振興～**
**市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、多くの仲間と共に、いきいきと過ごしている状態**

## 目標値

本計画のめざす成果として、具体的な目標値を設定します。
「成人の週１回以上のスポーツ実施率」について、70%を達成することを目標とします。

**18歳以上の週1回以上のスポーツ実施率**

| 令和７年度 | → | 令和13年度 |
|---|---|---|
| ５７.０% | | 70% |

## 基本施策

**課題解決に向けた取り組みを踏まえ、めざすべき姿の実現に向けた施策の方向性を定めるものです。**

### 1.機会づくり　市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

競技スポーツだけでなく、空き時間を使って行うウォーキング、健康の維持増進や介護予防のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど、スポーツは気軽に楽しめるものであるという意識改革を進めるとともに、スポーツ以外の分野と連携した誘引策によってスポーツを行っていない人やスポーツに無関心な人に働きかけを行います。また、イベント情報やスポーツができる施設などのスポーツに関する情報を知ってもらうことでスポーツの実施に繋がるように、情報発信の充実を図ります。

年齢・性別・障害の有無・国籍などに関わらず、子供から大人まで市民一人一人が、生活の中で気軽にスポーツに親しめるよう、スポーツに触れたり、参加したりする機会を提供します。

### 2.環境づくり　市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備

誰もが使いやすいようにスポーツを行う環境の質的充実を図るとともに、既存の施設やオープンスペース等のスポーツができる場所の有効活用により、身近な場所でスポーツを行える環境を確保します。

また、誰もが安心してスポーツができる環境の構築を図ります。

### 3.人・組織づくり　地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

スポーツを通じた地域住民の健康増進やコミュニティ形成を図ることで、一人一人が誘い合ってみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツに関わる人材や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。



## 計画の体系

重　本計画では、今後の社会の状況や市の現状を踏まえ、重点的・先導的に取り組むべき施策を設定しています。

| 施策 | 取り組み |
|---|---|
| **基本施策１　機会づくり** | |
| 重 1．広く市民を対象としたスポーツの推進 | 1．スポーツを始めるきっかけづくり |
| | 2．プロ・企業スポーツチームと連携したスポーツの魅力発信 |
| | 3．スポーツに関する情報発信の充実 |
| | 4．情報技術を活用したスポーツの推進 |
| 2．ライフステージに応じたスポーツの推進 | 1．子供のスポーツ機会の充実と体力の向上 |
| | 2．学生のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進 |
| | 3．子育て世代や働き盛り期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進 |
| | 4．高齢者に対するスポーツ環境の整備とスポーツ実施の促進 |
| 重 3．障害者のスポーツの場づくり | 1．パラスポーツの理解促進と普及啓発 |
| | 2．障害者がスポーツを楽しむきっかけづくり |
| | 3．障害者がスポーツを継続するための支援 |
| **基本施策２　環境づくり** | |
| 1．身近な施設、拠点施設の整備充実 | 1．施設の利用しやすさの向上 |
| | 2．拠点となるスポーツ施設の充実 |
| | 3．身近な場所でスポーツを行える環境の整備 |
| | 4．スポーツ施設を活用した地域活性化 |
| 2．障害のある人もない人も、ともに楽しめる スポーツ環境の整備 | 1．障害者のスポーツ環境の整備 |
| | 2．障害者のスポーツ環境に関する情報の適切な発信 |
| 重 3．安心・安全なスポーツ環境の確保 | 1．熱中症やスポーツ外傷等の健康被害の防止 |
| | 2．暴力・ハラスメント行為の防止 |

令和８年１０月２１日時点暫定版

# 第三次船橋市生涯スポーツ推進計画（案）

～やさしい版～

## はじめに

船橋市では、スポーツ活動によって健康になりいきいきと生活できるよう、「生涯スポーツ推進計画」という計画を作っています。４年前に作られた「第二次生涯スポーツ推進計画」が令和8年度までの計画なので、来年度からは新しく「第三次生涯スポーツ推進計画」を作り、スポーツを活性化していきます。

## スポーツとは

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」といろいろな形で誰もが気軽に楽しめるものです。また、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技スポーツだけでなく、ちょっとした空き時間を使ってのウォーキング、健康のための運動、自然と親しむ野外活動、レクリエーションなど気軽に楽しめるものです。

## スポーツの役割

「集う」・「つながる」ことで社会課題の解決に期待

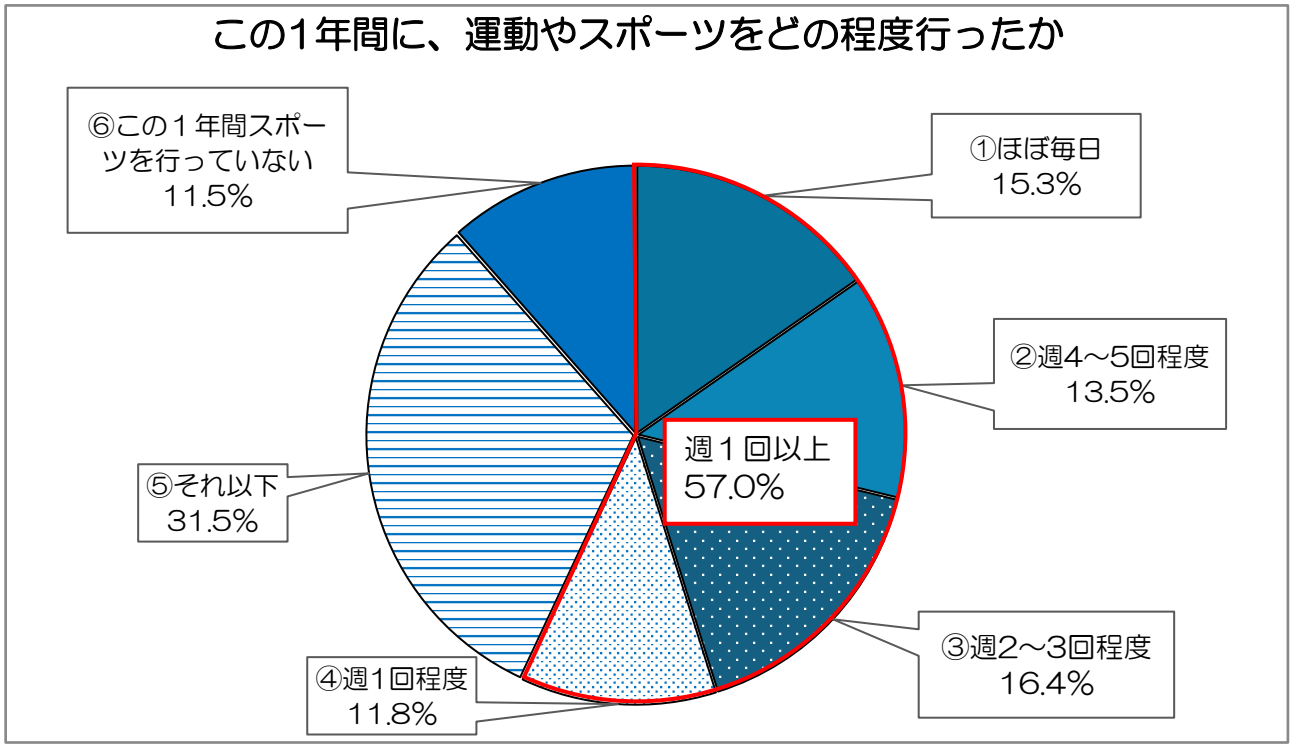
スポーツは「する」「みる」「ささえる」など、参加することで人々に楽しさや喜びをもたらすだけでなく、スポーツを通じて人々が「集まり」「つながる」ことで、社会課題の解決に寄与することが期待されています。



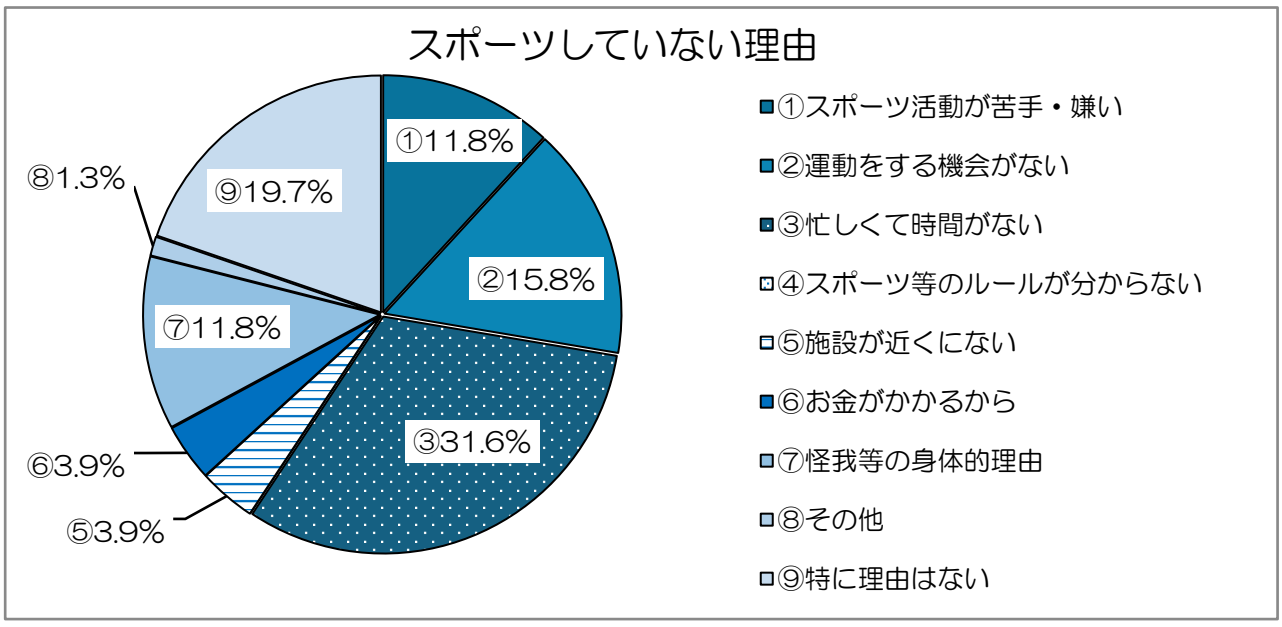
## 船橋市民がスポーツをどのくらい行っているか

計画を作るにあたって18才以上の市民1,500人にアンケートをとりました。

アンケートの結果、船橋市では半数以上の人が**週1回以上スポーツ行っている**ことが分かりました。




また、スポーツを行っていない人にその理由を聞いたところ、「忙しくて時間がない」と答えた人が、30%を超える結果となりました。



## 生涯スポーツ推進計画のめざすべき姿

～ウェルビーイングの向上とスポーツによる地域振興～

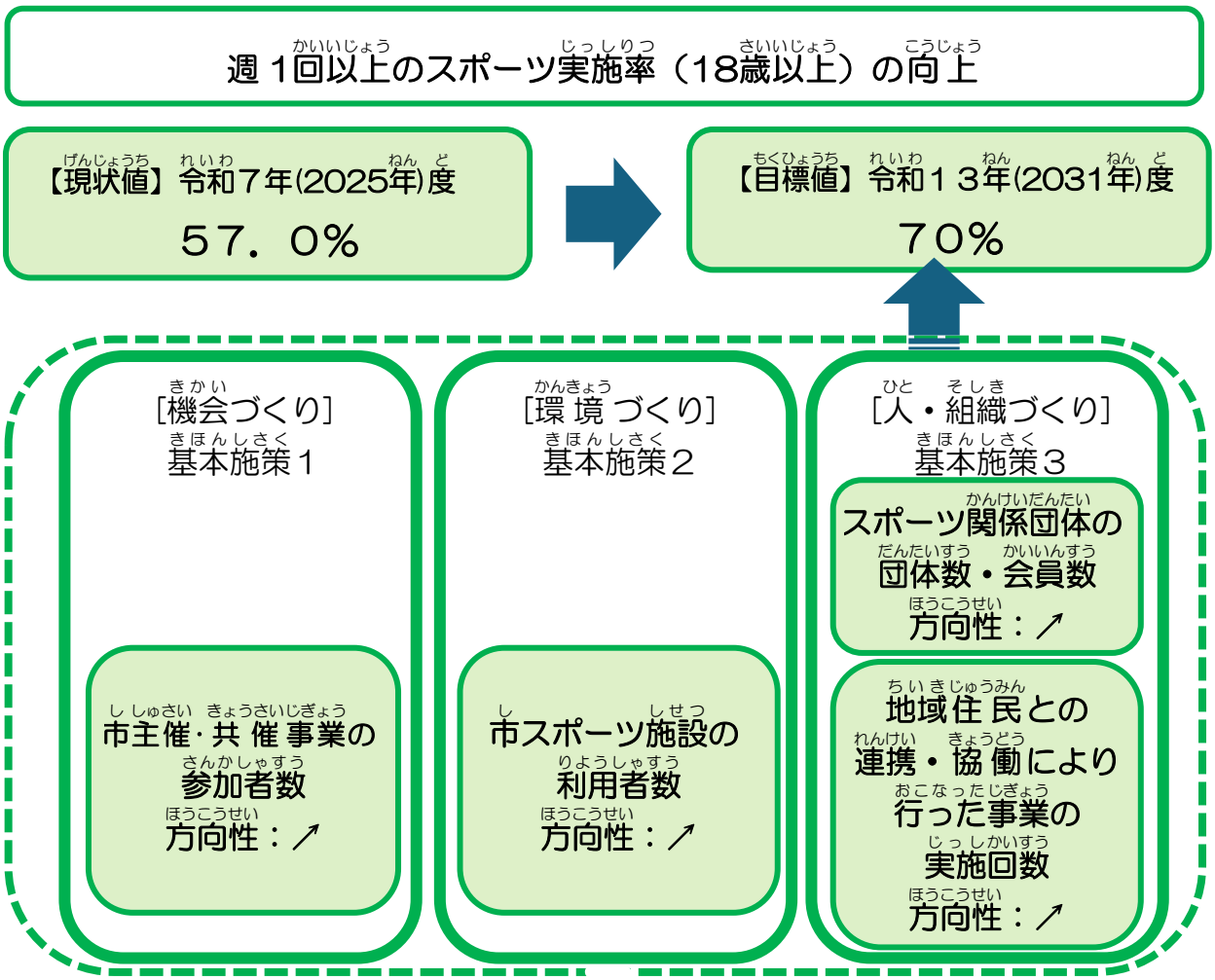
市民一人一人が生活の中で気軽に楽しくスポーツを行うことで健康になり、
多くの仲間と共に、いきいきと過ごしている状態

計画を進めていく上での方向性として掲げる基本目標となるものです。

## 計画の数値目標

計画のめざす成果として、大人で週１回以上スポーツをしている割合について、令和１３年度までに、70%を目指すことにしています。

また、計画全体の進み具合を毎年確認するため、イベントの参加者数、市のスポーツ施設の利用者数などの毎年確認できるもので、状況をみていきます。



## ３つの基本施策

この計画では、めざすべき姿や目標値の実現に向けて、３つの基本施策によって取り組むことの方向性を定めています。

### 基本施策１【機会づくり】
### 市民のスポーツに対する意識改革と市民が生活の中でスポーツに親しめる機会の充実

スポーツは、試合や競技だけではありません。休み時間に散歩をしたり、友だちと公園で遊んだり、自然の中で活動したり、いろいろな方法で楽しめるものです。スポーツはもっと気軽に楽しめるものだということを、広めていきます。



また、スポーツ以外のいろいろな活動と組み合わせることで、まだスポーツをしていない人や、スポーツに興味がない人にも、スポーツの楽しさを知ってもらう工夫をします。スポーツの大会やイベント、スポーツができる場所などの情報を、もっとわかりやすく、もっと多くの人に伝えていきます。

年齢や性別、体の状態、どこの国の人でも関係なく、スポーツに触れたり、参加したりする機会を作っていきます。

【対応する施策】

施策1　広く市民を対象としたスポーツの推進【重点施策】

施策2　ライフステージに応じたスポーツの推進

施策3　障害者のスポーツの場づくり【重点施策】

## 基本施策2【環境づくり】
### 市民が生涯にわたり地域でスポーツを続けられる環境の整備




誰もが使いやすいようにスポーツを行う環境を充実させたり、もともとある施設や空いているスペースといったスポーツができる場所を有効活用して、身近な場所でスポーツを行えるようにします。

また、誰もが安心してスポーツができる環境を作ります。

【対応する施策】

施策1　身近な施設、拠点施設の整備充実

施策2　障害のある人もない人も、ともに楽しめるスポーツ環境の整備

施策3　安心・安全なスポーツ環境の確保　【重点施策】

## 基本施策3【人・組織づくり】
### 地域住民が行うスポーツイベントの支援と人材の育成

スポーツを通じて地域住民の健康づくりや仲間づくりを行うことで、一人一人がみんなでスポーツをしたり、地域のスポーツイベントに参加したりできるように、スポーツに関わる人や団体を育成するとともに、地域住民や団体によるスポーツイベントの開催を支援します。

【対応する施策】

施策1　スポーツを支える人材、地域のスポーツ団体の育成・支援

施策2　地域住民の連携によるスポーツの推進　【重点施策】

施策3　船橋市特有のスポーツ文化の醸成

## 重点施策

本計画では、基本施策の中にいくつかの施策を設定しています。その中から、今後の社会の状況や市の現状を踏まえ、特に取り組むべき施策として**「重点施策」**を４つ設定しています。

### ①　基本施策１-施策１　広く市民を対象としたスポーツの推進

スポーツは競技スポーツだけでなく、気軽に楽しめるものであると意識を変えたり、スポーツができる場所や仲間・身近なイベントを探したり、今までスポーツを行っていなかった人も含め市民にスポーツを知ってもらうことが重要です。

また、気軽にできるスポーツについてお知らせをすることで、スポーツ活動を再開したり、スポーツを続けていけるように支援することが大事になります。

時間や場所にとらわれず、好きな時間に好きな場所でスポーツに関する情報が手に入るよう、インターネットやSNSを使って情報提供の充実をさせます。

### ②　基本施策１-施策３　障害者のスポーツの場づくり

障害のある人もない人も楽しめるスポーツを広めていくことで、年齢、性別、障害の有る無しに関わらずたくさんの人がスポーツに親しむことができ、スポーツをする人が増えていきます。

また、スポーツが苦手な人や高齢者も楽しめるパラスポーツを広めることで、いろいろな人がお互いを尊重し、助け合う社会になるようにします。





## ③　基本施策２-施策３　安心・安全なスポーツ環境の確保

地球温暖化で気温が上がり、熱中症などで体調が悪くなることや、今までのようにスポーツが出来なくなることが心配されています。

また、暴力や嫌がらせ（インターネット上も含む）により、スポーツを行いづらくならないようにすることが重要です。

スポーツする場所の安全の確保や、指導者のスキルアップを図ることで、安心・安全にスポーツ活動を行えるようにします。



## ④　基本施策３-施策２　地域住民の連携によるスポーツの推進

地域の人たちが協力してスポーツを行うことやイベントを進めていくことは、めざすべき姿を達成するうえで重要なことになります。

また、いろいろなスポーツ活動の際に、地域で活躍する人や、スポーツ関係団体、プロのスポーツチームや学校など、いろいろな団体と積極的に協力していくとともに、地域の人同士の互いに理解しあえるように交流の機会を作ります。

